

2024年5月16日
(電子提供措置の開始日2024年5月9日)

株 主 各 位

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
株 式 会 社 T S O N
代表取締役社長 金子 勇 樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い
申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイ
トに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tson.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
<https://d.sokai.jp/0012166/24134931/>

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の参考書類をご検討くださいますようお願いしながら同
封の委任状用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご押印のうえ、2024年5月30日(木曜日)
午後6時までにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月31日(金曜日) 午後4時
2. 場 所 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
JPタワー名古屋 13階 ナツメグ
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の額設定の件
第5号議案 監査役の報酬等の額設定の件
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い
申しあげます。

◎修正が生じた場合について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも、修正内容を掲載させ
ていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 T S O N
代表取締役社長 金子 勇樹

2. 議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 上場廃止後の当社の売上や組織規模に即し、現行の監査等委員会設置会社から監査役設置会社へ移行したく、それに伴う監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 上場廃止により、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そのため、電子提供措置等に関する規定の削除を行うものであります。
- (3) 上記変更等のため、文言の削除・追加、条文の繰り上げ等を実施するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容である情報について法令の定めるところに従い、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して書面に記載しないことができる。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">[現行定款第 18 条は 1 条繰り上げる]</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員会であるものを除く。)</u> は、7 名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下、「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>5. <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 〔現行定款第 23 条は 1 条繰り上げる〕</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 〔現行定款第 25 条は 1 条繰り上げる〕</p>
<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 26 条 <u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>(削 除) 〔現行定款第 27 条は 2 条繰り上げる〕</p>
<p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもって定める。 〔現行定款第 29 条は 2 条繰り上げる〕</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p>(常勤の監査等委員)</p>	
<p><u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によ</u> <u>って常勤の監査等委員を選定する</u> <u>ことができる。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p>(監査等委員会の招集通知)</p>	
<p><u>第 31 条 当会社の監査等委員会の招集通</u> <u>知は会日の 3 日前までに各監査等委員に</u> <u>対して発する。ただし、緊急の必要があ</u> <u>るときは、この期間を短縮する</u> <u>ことができる。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるとき</u> <u>は、招集の手続きを経ないで監査等委員</u> <u>会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査等委員会規程)</p>	
<p><u>第 32 条 当会社の監査等委員会に関する</u> <u>事項は法令又は本定款のほか、監査等委</u> <u>員会において定める監査等委員会規程に</u> <u>よる。</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p align="center">(新 設)</p>	<p align="center"><u>第 5 章 監査役</u></p>
<p align="center">(新 設)</p>	<p>(監査役の員数)</p>
	<p><u>第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内</u> <u>とする。</u></p>
<p align="center">(新 設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p>
	<p><u>第 29 条 監査役は、株主総会において</u> <u>選任する。</u></p>
	<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使</u> <u>することができる株主の議決権の 3 分の</u> <u>1 以上を有する株主が出席し、その議決</u> <u>権の過半数をもって行う。</u></p>
<p align="center">(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
	<p><u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年</u> <u>以内に終了する事業年度のうち最終のも</u> <u>のに関する定時株主総会の終結の時まで</u> <u>とする。</u></p>
	<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補</u> <u>欠として選任された監査役の任期は、退</u> <u>任した監査役の任期の満了する時までと</u> <u>する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 35 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) <u>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役の実任免除) <u>第 32 条 当社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によつて、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 35 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役</u>の同意を得て定める。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社に移行し、監査等委員でない取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
金子 勇樹 (1982年3月21日生)	2004年4月 東新住建株式会社入社 2021年7月 当社入社 FTK事業部長 2021年9月 当社取締役副社長 2022年9月 当社取締役首都圏事業部長 2023年9月 当社代表取締役（現任）	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>代表取締役として全社の経営だけでなく、東京本社の実務者として精力的に活動し、その職務・責任を適切に果たしております。同候補者は、不動産特定共同事業及び首都圏市場に精通しており、首都圏への比重を高める当社にとって、今までの経験や知見を取締役として一層生かすことによって当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
小間 幸一 (1960年3月1日生)	1986年3月 株式会社名古屋観光ホテル入社 1994年10月 株式会社デルフィス入社 2001年6月 株式会社日本オプティカル入社 2004年3月 東新住建株式会社入社 2015年2月 当社入社 執行役員住宅事業部長兼住宅市場データ室長 2020年9月 当社取締役住宅事業部長兼住宅市場AIデータ室長 2021年7月 当社取締役住宅市場AIデータ室長 2021年9月 当社取締役テック事業部長（現任）	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>テック事業部の責任者として、不動産ビッグデータや不動産AIを核とした不動産マーケティングシステムの開発・運営に熱心に取り組み、一昨年12月には公益社団法人企業情報化協会（IT協会）から表彰（IT奨励賞・トランスフォーメーション領域）され、また毎年の公示地価、基準地価等に関するマスコミ（新聞社等）取材においても積極的にコメントする等、当社のDX化や認知・信頼度アップに貢献しております。今後もこうした知見や経験を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断をし、取締役候補者といたしました。</p>		
百生 彰 (1964年5月15日生)	1982年4月 株式会社清水屋入社 1988年7月 東新住建株式会社入社 2012年9月 当社取締役（非常勤）就任 2013年9月 当社代表取締役社長（非常勤）就任 2013年10月 当社代表取締役社長（常勤） 2020年9月 当社代表取締役社長退任 2020年9月 当社執行役員住宅事業部長 2021年9月 当社執行役員LF事業部担当部長	0株

	2022年 9 月 当社取締役生産管理部長（現任）	
<p>【取締役候補者とした理由】 分譲戸建事業の企画・生産を熟知しており、コストや工程管理の責任者として職務・責任を適切に果たしております。また、2013年から7年間当社の代表取締役を務め経営実績も豊富に有しております。このように今までの経験や知見を取締役として一層生かすことによって当社の経営に引き続き貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
※ 伊藤 彰將 (1972年12月24日生)	1991年 4 月 株式会社 S . O . G 入社 2000年 8 月 自営 2002年 3 月 東新住建株式会社入社 2009年 9 月 株式会社ブルーボックス入社 2015年10月 東新住建株式会社入社 2020年10月 当社入社 執行役員 2021年 7 月 当社執行役員 L A N D 事業部長 2021年 9 月 当社取締役 L F 事業部長 2022年10月 当社取締役 L F 事業部長退任 2023年 7 月 当社特命 P J 部長（現任）	0 株
<p>【取締役候補者とした理由】 分譲戸建住宅の営業経験が豊富な上、用地仕入れ業務にも精通しており、これら業務を管掌する取締役を務めた経験もございます。今後も分譲戸建事業と不動産ファンド事業を強化する当社にとっては、今までの経験や知見を取締役として再度生かすことによって当社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
※ 中江 良範 (1953年 6 月 4 日生)	1975年 4 月 黒田電気株式会社入社 1981年 4 月 Z. KURODA(SINGAPORE)PTE. LTD. 出向 GM 2006年 4 月 天津黒田貿易有限公司出向 董事総経理 2011年 4 月 黒田電気株式会社執行役経営企画部長 2011年 4 月 株式会社コムラテック出向 代表取締役社長 2014年 4 月 黒田電気株式会社執行役常務経営戦略本部長 2015年 4 月 黒田電気株式会社海外統括 2018年 4 月 日動電工株式会社代表取締役社長 2020年 4 月 日動電工株式会社会長 2021年 4 月 グローバルディスプレイ株式会社顧問(非常勤)(現任) 2021年 5 月 NPO法人たかつき市民カレッジ理事 2021年 9 月 当社社外取締役 [監査等委員](現任) 2022年 6 月 NPO法人たかつき市民カレッジ副理事長(現任)	1,000株

【取締役候補者とした理由】

事業会社において取締役などを歴任し、企業統治に関する豊富なキャリアと高い見識を有しております。また、本総会前までは、当社において監査等委員を務めておりました。当社の企業統治の構築及び維持に加え、取締役会において事業経験に基づいた助言をしていただくことを期待したため社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は、中江良範との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める額であります。本総会において、原案どおり選任されますと、中江良範との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し、更新する予定であります。本議案の各候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填の対象としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 澤田 直夫 (1975年6月22日生)	2019年4月 東海学園大学経営学部「スポーツマーケティング」講師 2021年4月 合同会社AdVentureSky 設立代表社員(現任) 2021年7月 株式会社ピースポット取締役 2022年1月 鯨バス株式会社 取締役SDGs推進担当(現任) 2022年6月 中部圏SDGs広域プラットフォーム運営委員(現任) 2022年9月 当社取締役[常勤監査等委員] 2023年9月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2023年10月 アイアンマン70.3東三河ジャパンin渥美半島実行委員会 相談役(現任)	0株
【監査役候補者とした理由】 事業会社等で取締役を歴任し、経営やSDGsに関する豊富な知見と幅広い見識を有しております。また、当社では監査等委員としての経歴もございます。今後も当該知見や見識を活かして当社の事業運営に対して適切に監査・助言等をいただくことを期待し、常勤監査役候補者となりました。		
※ 花井 謙造 (1961年3月4日生)	1989年10月 中央新光監査法人名古屋事務所 入所 1994年8月 公認会計士登録 1997年2月 佐藤税理士事務所入所 1998年6月 税理士登録 2000年11月 公認会計士・税理士花井会計事務所開設 2021年12月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2022年6月 ユタカフーズ株式会社社外監査役(現任)	0株
【監査役候補者とした理由】 公認会計士として専門知識・経験等を有しており、本総会まで弊社の監査等委員を務めておりました。当社の経営に対して客観的な見地から適切なアドバイスをしていただくことと、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化と専門的な観点から取締役の職務執行に対する牽制、助言等をいただくことを期待したためであります。		

※ 伴野 友昭 (1963年4月8日生)	1996年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 1996年4月 弁護士草野法律事務所（現弁護士法人草野法律事務所）入所 2001年10月 伴野・小池法律事務所 開設 2018年12月 学校法人中西学園監事（現任） 2022年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）	0株
<p>【監査役候補者とした理由】 弁護士として専門知識・経験等を有しており、本総会まで弊社の監査等委員を務めておりました。客観的な見地から適切なアドバイスをいただくことと当社のコーポレートガバナンスの一層の強化と専門的な観点から取締役の職務執行に対する牽制、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>		

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役である候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、本議案が承認可決された場合、各候補者との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案の候補者が選任された場合には当該候補者は当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補の対象としております。

第 4 号議案 取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役設置会社へ移行いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2021 年 9 月 28 日開催の第 13 期定時株主総会において「年額 60 百万円以内」と決議いただき、今日に至っておりますが、監査役設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情、これまでの取締役の報酬額及び当社の事業規模を勘案し、その報酬等の額を年額 60 百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 4 名であり、本議案に係る取締役の員数は、第 1 号議案および第 2 号議案が原案どおり承認されますと、5 名（うち社外取締役 1 名）となります。

また、本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 5 号議案 監査役の報酬等の額設定の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査役の報酬額を、会社法第 387 条第 1 項および第 2 項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額 20 百万円以内と定めること、並びに監査役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査役の協議によることといたしたく存じます。

本議案に係る監査役の員数は、第 1 号議案および第 3 号議案が原案どおり承認されますと、3 名となります。

なお、本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2024年3月に退任された取締役加藤冬樹氏、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役設置会社へ移行することに伴い任期満了となる取締役二村孝博氏、取締役澤田直夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、本議案の臨時株主総会への付議は、役員退職慰労金内規に沿って取締役会で決定しており相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
加藤 冬樹	2022年9月 当社代表取締役社長 2023年9月 当社代表取締役退任 2023年9月 当社取締役 2024年3月 退任
二村 孝博	2021年9月 当社取締役 2022年9月 当社取締役退任 2023年9月 当社取締役（現任）
澤田 直夫	2022年9月 当社取締役〔常勤監査等委員〕 2023年9月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場名古屋市中村区名駅1丁目1番1号

J Pタワー名古屋 13階 ナツメグ

T E L 052-586-1800



(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より

- JR名古屋駅から 徒歩約1分
- 地下鉄東山線・桜通線 名古屋駅から 徒歩約1分
- 名鉄名古屋駅から 徒歩約2分
- 近鉄名古屋駅から 徒歩約3分

※駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。